

職務に専念する義務の特例に関する条例

平成19年2月1日
条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、広域連合長が定める場合においては、あらかじめ任命権者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。